

令和5年5月8日

保 護 者 様

長野市こども未来部
保育・幼稚園課長

新型コロナウイルス感染症の5月8日以降の対応について

日頃より、園の新型コロナウイルス感染防止対策につきまして、御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、国（こども家庭庁）から、ガイドラインの一部改訂等の通知があり、5月8日以降の対応については、下記のとおりとさせていただきますので、引き続き御理解、御協力をお願いいたします。

記

1 園児が陽性になった場合の登園停止期間について

発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでとなります。

症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。また「発症した後5日」や「症状が軽快した後1日」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算してください。

2 濃厚接触者の取扱い等について

5月8日以降は、**濃厚接触者としての特定は行われないこと**となり、行動制限及びその協力要請も行われないこととなります。

園児本人の感染が確認されていない場合は、登園も可能となりますが、**発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登園しないよう御協力をお願いいたします。**また、お子さんの体調不良時は、必要に応じて受診をしていただき、医師の指示を仰いでください。

3 登園の再開について

インフルエンザと同様に、上記療養期間を経た後、「**新型コロナウイルス感染症登園届**」を保護者が記入し、園へ提出してください。

4 マスクの取扱いについて

2歳未満のお子さんについては、着用が推奨されていません。2歳以上のお子さんについては、園として着用は求めませんが、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する方につきましてはこの限りではありません。また、午睡時や熱中症のリスクが高い場合等は、マスクを外して保育しますので、御承知おきください。

長野市こども未来部保育・幼稚園課
電 話：224-8406 FAX：264-5355
e-mail：ko-hoiku@city.nagano.lg.jp